

町田市南成瀬地区小学校 新たな学校づくり建設基本計画【概要版】

– 南第二小学校・南成瀬小学校 –

第1章 建設基本計画について

作成の背景・目的

教育委員会では、児童数の減少と学校施設の老朽化という問題に対応しながら、未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために「町田市新たな学校づくり推進計画」を策定し、南成瀬地区に統合新設小学校を建設する計画を進めています。

「建設基本計画」は、「町田市立学校施設機能別整備方針」等に基づき、統合新設小学校の基本的な整備方針を示すもので、基本・実施設計のベースとなるものです。

基本・実施設計で具体的な建物の構造や配置、備えるべき機能や設備、デザイン等をまとめています。

【ステップイメージ図】



第2章 学校建設地の現状

1 敷地概要

① 住所：東京都町田市成瀬七丁目 11 番地 1 号

② 地域地区：第一種中高層住居専用地域

：31m 第二種高度地区

：準防火地域

：日影規制 3-2 h _4m

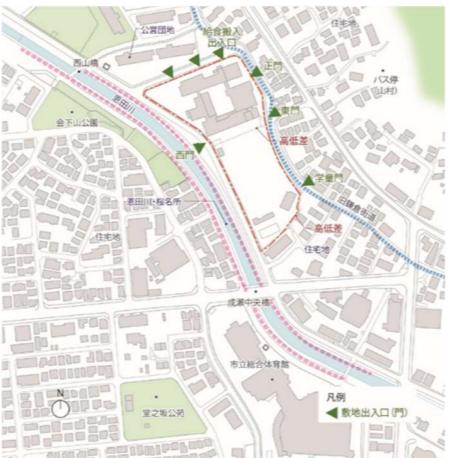
：宅地造成工事規制区域

：住まい共生ゾーン

③ 敷地面積：約 16,500 m²

④ 容積率：150%

⑤ 建蔽率：50%



【敷地周辺図】

2 学校建設地の周辺環境

学校建設地となる南第二小学校の西側は道路を挟んで恩田川があり、恩田川に沿って遊歩道が整備され、桜の名所となっている。東側は旧鎌倉街道があり、周囲に史跡が点在する歴史ある地域である。敷地の周囲は住宅地となっており、北側には公営団地、南側には葬儀場があるため、騒音や視線の交錯等に配慮が必要となる。また、学校に近接して市立総合体育館等の公共施設も立地している。

3 学校建設地の特徴

学校建設地は成瀬駅より約 1km に位置し、恩田川に面して南北に長い校地となっている。敷地内には北側に既存校舎や駐車場、南側にグラウンドやプール、学童が配置されている。

敷地北側・東側・西側は道路に接し、各道路に対し、出入口が設置されている。児童を含む歩行者は東門・西門を利用し、車両は、一般車両が東門に隣接した出入口、給食等のサービス車両が北側の給食搬入出入口を利用して、歩車の利用門が分離されている。なお、学童は南東側の学童門を利用している。

第3章 施設整備の基本的な考え方

1 施設整備コンセプト

「町田市立学校施設機能別整備方針」に掲げる学校施設整備の基本理念等を基に「南成瀬地区新たな学校づくり基本計画検討会」の意見等を反映した施設整備コンセプトを作成し、具体化するための取り組みを示します。

【コンセプト】

1) 教育環境・生活環境づくり

- 多様な学習形態に対応し、主体的、協働的な学びを支える学習空間の形成
- 健やかな生活、交流を支え、一人ひとりが安心して過ごせる施設

2) 放課後活動の拠点づくり

- 様々な活動に対応するとともに、適切な管理区画による安心して活動できる施設
- 放課後活動の利用者が移動しやすい動線と安全で利用しやすい施設

3) 市民生活の拠点づくり

- 地域と学校の連携、協働を支え、新たな地域拠点となる施設
- 適切な開放区画や開放諸室の集約による地域利用を活性化する施設

4) 安全安心な施設づくり

- 日常の安全、防犯対策を行うとともに、誰にでも優しく使いやすい施設
- 災害に強く、避難施設機能が充実した施設

5) 環境負荷低減に寄与する施設づくり

- 「ゼロカーボンシティまちだ」の実現に向けた省エネ化と再生可能エネルギーの活用により、環境負荷を低減する施設
- 日常生活を通して環境について考えるきっかけとなる施設

6) 地域性を活かした学校づくり

- 南成瀬地区の学校として、愛着を育み、ともに歩む学校
- 恩田川や桜等の豊かな景観、環境を活かし、地域のシンボルとなる学校

【取り組み】

○広い収納スペースを確保したロッカー、教室と連続したオープンスペースによるグループ学習や協働的な学習ができる、ゆとりある教室空間をつくります。

○図書や多様なメディアを活用できるラーニングセンターや多目的ホール等を整備し、協働的な学習や学年を超えた交流を創出します。

○屋内の木質化で温かさと柔らかさを感じる空間をつくります。

○LGBTQ+などの多様性に配慮した施設にすることで、全ての児童が安心して生活できるようにします。

○児童が放課後活動を安心してできるよう、放課後子ども教室や学童保育クラブの活動スペースを確保します。

【共通】

○駐車場・駐輪場スペースを広く整備し、児童や来校者が安全に移動できるよう動線を整備します。

○学校活動と地域開放の区画をシャッター等で明確に分けることで、児童と来校者が同時に安心・安全に活動できるようにします。

○コミュニティルームを設置し、学校と地域住民の交流や地域の市民活動の拠点をつくります。

○電子錠による施錠管理によるセキュリティ対策を行います。

○エレベーターの設置などバリアフリー化を図ります。

○災害時の地域拠点として、非常用発電設備やマンホールトイレを整備します。

○ZEB化による窓や壁の断熱性の向上や高性能な空調機器等の設置で生活環境の向上を図るとともに、建物が年間で消費するエネルギーの 50%以上削減を目指します。また、従来よりも多くの太陽光発電によるエネルギーの創出で地産地消を行います。

○エネルギーの「見える化」で環境への興味、関心を深め、環境教育に適した施設にします。



【出典】新たな学校づくり基本計画

2 施設構成と規模

(1) 新たな学校の大きさ（目安）

	南第二小学校	新たな学校
建物の大きさ	約 7,300 m ²	約 10,000~11,000 m ²
普通教室	64 m ²	110.5 m ² (オープンスペース含む)
体育館（アリーナ）	約 430 m ²	約 700 m ²

(2) 諸室の構成及び規模

2028年度新校舎使用開始時の学級数：18学級 1コマ：普通教室約68m²とする。

区分	教室・スペース	室数	規模 (コマ)	備考
① 普通教室	普通教室	18	1	
	少人数教室	3	1	
	多目的室	3	1	
	多目的ホール	1	2	
	オープンスペース	※	※	普通教室、少人数教室、多目的室前に整備
② 特別教室※	理科室	1	2	準備室含む
	音楽室	1	2.25	準備室含む
	図工室	1	2.25	準備室含む
	家庭科室	1	2	準備室含む
	ラーニングセンター	1	3.5	
③ 特別支援学級	小教室	※	0.5	
	ブレイルーム（集団学習室）	1	2	
	準備室	1	0.5	
	トイレ、倉庫等		適宜	共用部分に含む
④ 特別支援教室	全体指導用教室	1	1	
	個別指導室	※	※	
	準備室	1	0.5	
⑤ 管理諸室	職員室（印刷室等含む）	1	3.5	特別支援学級、教室の教員数に応じて加算
	校長室	1	0.5	
	事務室	1	0.5	
	保健室	1	1.5	
	用務員室	1	1	
	倉庫、教材室	※	※	総面積は 204 m ² 程度。共用部分に含む。
	教育相談室	1	0.5	
	会議室	1	1	
	教員用更衣室	2	0.5	シャワースペース、休憩スペースを別途加算
⑥ その他諸室	給湯室	1	適宜	
	放送室	1	0.5	
	児童用更衣室	6	※	総面積は 136 m ² 程度
	児童会室	1	0.5	
	保護者活動室	1	0.5	
	コミュニティルーム	1	1	
⑦ 給食	学校管理員室	1	0.5	
	調理室、調理員用休憩室	1	※	面積は給食を提供する児童数に応じて算定
⑧ 放課後活動	配膳室	※	※	普通、小教室のある各階 1箇所
	放課後子ども教室準備室	※	※	
	学童保育クラブ	※	※	法令等で定める面積を確保
⑨ 共用部分	昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫、教材室等	※	※	
	学校ギャラリー			
⑩ 屋内体育施設	体育館	1		
	体育館関係諸室	1		
⑪ 屋外体育施設	屋外体育倉庫	1		
	用具倉庫	1		
⑫ プール	プール関係諸室	1		
	全体面積（目安）			約 10,000~11,000 m ²

※設計時に詳細を決定します。

3 施設に関する諸計画

(1) 敷地、建物の配置

- ①正門・アプローチ
 - 昇降口から利用しやすい位置に、菜園、遊び庭を整備する。
 - 駐車・駐輪・交通計画
- 正門、登校門の位置は、児童の通学の安全性と新たな通学区域を考慮した配置とする。
- ②車両門
 - 車両門は可能な限り、児童の正門、登校門とは別に設ける。
 - 周辺の道路の交通量や、近隣への影響、児童の登下校時の安全性に十分配慮する。
- ③昇降口
 - 正門と昇降口はなるべく近い位置に整備することが望ましい。
- ④校舎配置
 - グラウンドのメンテナンス性を考慮して、日影になる時間・範囲が少ない配置が望ましい。
- ⑤グラウンド・遊び庭等
 - グラウンドはなるべく広い面積を確保すること。最低 5,000 m²以上確保することが望ましい。

(2) 諸室の配置

- ①普通教室・オープンスペース
 - 車いすで体育館のステージへ円滑に移動できるようにする。
- 普通教室は南向きを基本とし、学年のまとめを確保する。
- 学級単位及び学年単位の多様な学習活動または生活指導の充実や、児童にゆとりある生活環境を確保するため、普通教室と一体的に使用することができる「オープンスペース」が有効。
- ④給食施設
 - 児童数、学級数に応じた適正規模の調理室及び食物アレルギー対応食用の区画を整備する。
- ⑤地域開放
 - 体育館を含む地域開放区画を形成し、シャッターや扉等で学校活動区画と地域利用の範囲を可変可能とする。
- ③体育館・プール
 - 体育館は、水害を考慮した高さに設置する。

【問合せ先】

町田市 教育委員会 学校教育部 施設課
TEL : 042-724-2174



【ホームページはこちら】